第 124 回規格会議

3月25日(火)に、第124回規格会議がイイノカンファレンスセンターにおいて開催されました。今回は標準規格の策定3件、改定14件、廃止1件及び技術資料の策定1件、改定6件が提案通り決議されました。

また、空港滑走路面異物検知レーダー分科会の廃止と空港レーダー作業班の設置についても承認されました。



第 124 回 規格会議の模様

本規格会議において決議された策定、改定及び廃止の概要は、以下のとおりです。

第 124 回規格会議 標準規格及び技術資料の策定、改定及び廃止の概要 (議案順)

| No. | 規格等番号 | 規格名等 | 概要 |
|-----|----------------------------|-----------------------------------|---|
| 1 | ARIB STD- T123 1.0 版 | 90GHz 帯空港滑走路 面異物検知レーダー 標準規格 | 本標準規格は、無線設備規則第 45 条の 13 に規定される 90GHz 帯空港滑走路面異物検知レーダーの無線設備について新たに規定するものです。 本レーダーは、92GHz から 100GHz までの周波数を用いて、空港滑走路上で航空機の航行を阻害する異物の位置を早期に検知し、空港運用者に情報を提供することを目的とするものです。 |

| No. | 規格等番号 | 規格名等 | 概要 |
|-----|---------------------------|---------------------------------------|---|
| 2 | RCR STD-38 4.0版 | 電波防護 標準規格 | 本標準規格は、10kHzから300GHzまでの周波数の電波利用において人体が電磁界にさくない電磁界が人体に好ましくない電磁現象(深部体温の上昇、電撃、高周波熱傷等)を及ぼさないと考えられる電磁界量及び比吸収率の標準的限界値を電波防護標準規格として規定するものです。併せて第四位に必要な電磁界強度を変更における規格等に加え、管理環境における規格等に加え、管理環境における規格等に加え、管理環境における規格をして対接触電流・誘導電流に関する補助規格も規定しています。 今回の改定は、局所吸収指針及び電波防護指針の在り方に関する総務省情報通信審議会の一部答申やそれを受けた制度整備を踏まえて改定するものであり、具体的には、6 GHzを超え300 GHz以下の周波数における吸収電力密度の規格値の追加等を行うものです。 今回は、新たな評価指標の導入とその規格値に関する規定の追加等があるため、4.0 版として改定するものです。 |
| 3 | ARIB STD- T56 5.0 版 | 携帯型無線端末の比吸 収率測定法及び電力密 度測定法 標準規格 | 本標準規格は、携帯電話等の携帯型無線端末について、局所吸収指針に対する適合性を評価するための標準測定法を定めたものです。6 GHz 以下の周波数では比吸収率(SAR)、6 GHz を超える周波数では入射電力密度による測定法を規定しています。 局所吸収指針については、総務省では6 GHz を超え10 GHz 以下の周波数において新たに吸収電力密度の指針値を導入する制度整備が行われ、ARIBでは本規格改定と並行してRCR STD-38 を改定するところです。また、吸収電力密度の測定法についても制度整備が行われたところです。 今回の改定は、これらを受けて、人体の近くで6 GHz を超え10 GHz 以下の周波数を使用する無線設備について吸収電力密度の標準測定法を第3編として新たに追加するもので標準測定法を第3編として新たに追加するものであり、吸収電力密度の測定方法、評価方法、等を規定します。 今回は、新たな評価指標の導入とその測定法に関する規定の追加等があるため、5.0 版として改定するものです。 |

| No. | 規格等番号 | 規格名等 | 概要 |
|-----|---------------------------|-----------------------------------|--|
| 4 | ARIB STD-T79 3.1 版 | 都道府県・市町村デジ タル移動通信システム 標準規格 | 本標準規格は、無線設備規則第57条の3の2に規定される260MHz帯における狭帯域デジタル通信方式のうちTDMA方式による都道府県・市町村デジタル移動通信システムの無線区間インタフェースを規定しています。今回の改定は、2024年12月27日付の株式会社日立国際電気より株式会社国際電気への商号変更に伴い、付属資料C:「製造者番号一覧表」の同社の商号を変更するものです。 |
| 5 | ARIB STD-T86 3.3 版 | 市町村デジタル同報通 信システム 標準規格 | 本標準規格は、地域住民に対する災害等の周知、避難所への誘導などを音声等で通知する同報系防災行政無線について、無線設備規則第58条の2の12に規定される60MHz帯の電波を使用する市町村デジタル防災無線通信を行う固定局の無線設備のうち、TDMA-TDD 方式、16QAM 方式(チャネル間隔:15kHz)によるデジタル同報通信システムの無線区間インタフェースについて規定しています。 今回の改定は、2024年12月27日付の株式会社日立国際電気より株式会社国際電気への商号変更に伴い、付属資料14:「製造者番号一覧表」の同社の商号を変更するものです。 |
| 6 | ARIB STD-T115 2.6 版 | 市町村デジタル同報通 信システ TYPE2 標 準規格 | 本標準規格は、地域住民に対する災害等の周知、避難所への誘導などを音声等で通知する同報系防災行政無線について、無線設備規則第58条の2の12に規定される60MHz帯の電波を使用する市町村デジタル防災無線通信を行う固定局の無線設備のうち、SCPC方式による音声通報等を主体とした比較的簡便かつ低廉なデジタル方式(4値FSK方式、QPSKナロー方式及びQPSKワイド方式)のデジタル同報通信システムの無線区間インタフェースについて規定しています。今回の改定は、2024年12月27日付の株式会社日立国際電気より株式会社国際電気への商号変更に伴い、付録3:「製造者番号一覧表」の同社の商号を変更するものです。 |

| No. | 規格等番号 | 規格名等 | 概要 |
|-----|----------------------------|--|--|
| 7 | ARIB STD-T94 Ver.4.3 | Broadband Mobile Wireless Access System (WiMAX TM applied in Japan) ARIB STANDARD | 本標準規格は、2.5GHz 帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムを規定する無線設備規則第 49 条の 28「直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備」、第 49 条の 29「時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備」及び第 49 条の 29 の 2「シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備」のうちモバイル WiMAX システムに関するものです。今回の改定は、令和 6 年 9 月 30 日付の「電波法施行規則等の一部を改正する省令」(令和 6 年総務省令第 89 号)、「広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件(告示)」の改正(令和 6 年総務省告示第 282 号)及び、それに伴い行われた本標準規格が参照する WiMAX Forum 標準の改版を踏まえ、所要の改定を行うものです。 |
| 8 | ARIB STD-T95 4.3 版 | Broadband Mobile Wireless Access System (XGP) ARIB STANDARD | 本標準規格は、2.5GHz帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムを規定する無線設備規則第49条の29「時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備」、及び無線設備規則第49条の29の2「シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備」のうちXGPシステムに関するものです。 今回の改定は、令和6年9月30日付の「電波法施行規則等の一部を改正する省令」(令和6年総務省省令第89号)及び「広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件(告示)の改正(令和6年総務省告示第282号)等を踏まえ、所要の改定を行うものです。 |

| No. | 規格等番号 | 規格名等 | 概要 |
|-----|-------------------------------|--|---|
| 9 | ARIB STD-T120 Ver.4.10 | IMT Systems based on 3GPP Specifications ARIB STANDARD | 本標準規格は、3GPP(Third Generation Partnership Project)の技術仕様に基づく国際標準規格 IMT Systems(International Mobile Telecommunications Systems)に関するもので、無線アクセスネットワーク、コアトランスポートネットワーク、コーデック、セキュリティ、サービス機能などのシステム仕様を規定するものです。 今回の改定は、IMT Systems based on 3GPP Specifications (ARIB STD-T120 Ver.4.00)に対し、リリース8からリリース18までの範囲のうち3GPPが2024年7月から9月までの間に更新した技術仕様を踏まえ、所要の改定を行うものです。 |
| 10 | ARIB TR-T23 Ver.4.10 | IMT Systems based on 3GPP Specifications ARIB Technical Report | 本技術資料は、3GPP (Third Generation Partnership Project) の技術仕様に基づく国際標準規格 IMT Systems (International Mobile Telecommunications Systems) に関するもので、規格策定の基となる技術情報や要求条件を記載したものです。 今回の改定は、IMT Systems based on 3GPP Specifications (ARIB STD-T120 Ver.4.00) に対し、リリース 8 からリリース 18 までの範囲のうち 3GPP が 2024 年 7 月から9月までの間に更新した技術仕様を踏まえ、所要の改定を行うものです。 |
| 11 | ARIB STD- T120 Ver.4.20 | IMT Systems based on 3GPP Specifications ARIB STANDARD | 本標準規格は、3GPP (Third Generation Partnership Project) の技術仕様に基づく国際標準規格 IMT Systems (International Mobile Telecommunications Systems) に関するもので、無線アクセスネットワーク、コアトランスポートネットワーク、コーデック、セキュリティ、サービス機能などのシステム仕様を規定するものです。今回の改定は、IMT Systems based on 3GPP Specifications (ARIB STD-T120 Ver.4.10) に対し、リリース8からリリース18までの範囲のうち3GPPが2024年10月から12月までの間に更新した技術仕様を踏まえ、所要の改定を行うものです。 |

| No. | 規格等番号 | 規格名等 | 概要 |
|-----|----------------------------|--|---|
| 12 | ARIB TR-T23 Ver.4.20 | IMT Systems based on 3GPP Specifications ARIB Technical Report | 本技術資料は、3GPP (Third Generation Partnership Project) の技術仕様に基づく国際標準規格 IMT Systems (International Mobile Telecommunications Systems) に関するもので、規格策定の基となる技術情報や要求条件を記載したものです。 今回の改定は、IMT Systems based on 3GPP Specifications (ARIB STD-T120 Ver.4.10) に対し、リリース 8 からリリース 18 までの範囲のうち 3GPP が 2024 年 10 月から 12 月までの間に更新した技術仕様を踏まえ、所要の改定を行うものです。 |
| 13 | RCR STD-11 (廃止) | 900MHz 帯簡易無線 局の無線設備(パーソ ナル無線)標準規格 | 本標準規格は、無線設備規則第54条に規定される900MHz帯の簡易無線局(パーソナル無線)に使用する無線設備について規定したものです。 パーソナル無線については、900MHz帯の周波数再編のため廃止することとして周波数の使用期限が設けられ、また、関係省令・告示の規定も削除されており、2021年12月には全てのパーソナル無線が廃止・失効しています。 その後の経過措置の時間も十分取れたことに伴い、標準規格の廃止を行うものです。 |
| 14 | ARIB STD-B79 1.0 版 | ISDB-T2 及び ISDB- T1.5 による高度地上 デジタルテレビジョン 放送の伝送方式 標準 規格 | 本標準規格は、地上基幹放送局(移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。)を用いて行う標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送のうち次世代方式(ISDB-T2)及び階層分割多重方式(ISDB-T1.5)の伝送方式に関して規定しています。 本システムは、誤り訂正符号として LDPC符号、256QAM-NUC~4096QAM-NUC などの超多値変調、地上デジタルテレビジョン放送との階層分割多重等を用いるものです。 本標準規格は、超高精細度地上テレビジョン放送のニーズに対応するため、関連制度整備を踏まえ、新たに策定するものです。 |

| No. | 規格等番号 | 規格名等 | 概要 |
|-----|--------------------------|--|---|
| 15 | ARIB STD-B80 1.0 版 | ISDB-T3 による高度 地上デジタルテレビ ジョン放送の伝送方式 標準規格 | 本標準規格は、地上基幹放送局(移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。)を用いて行う高精細度テレビジョン放送及び超高精細度テレビジョン放送のうち地上放送高度化方式(ISDB-T3)の伝送方式に関して規定しています。 本システムは、誤り訂正符号としてLDPC符号、256QAM-NUC~4096QAM-NUCなどの超多値変調、複数シンボル長OFDM方式により時間方向と周波数方向の複数階層を組み合わせた階層伝送が可能なフレーム構成、フレーム同期信号等を用いるものです。 本標準規格は、超高精細度地上テレビジョン放送のニーズに対応するため、関連制度整備を踏まえ、新たに策定するものです。 |
| 16 | ARIB STD-B32 4.0 版 | デジタル放送における 映像符号化、音声符号 化及び多重化方式 標 準規格 | 本標準規格は、3部から構成されており、第 1部はデジタル放送における映像信号と映像 符号化方式を規定、第2部はデジタル放送に おける音声信号と音声符号化方式を規定、第3 部はデジタル放送における伝送信号の多重化 方式を規定したものです。 今回の改定は、第1部においては映像符号 化方式として、高度地上デジタルテレビジョン放送で使用される映像符号化規格の運用 ガイドラインの誤記を訂正するものです。 第2部においては音声符号化方式として、高度地上デジタルテレビジョン放送で使用される また、HEVC 規格の運用 ガイドラインの誤記を訂正するものです。 第2部においては音声符号化方式として、高度地上デジタルテレビジョン放送で使用される 中では現格であるMPEG・H3D audio 規格及び AC・4 規格を追加するものです。 第3部においては多重化方式として、高度 地上デジタルテレビジョン放送で使用される 伝送路規格、映像及び音声の符号化規格、スクランブル方式に対応したものです。 今回は、新たに高度地上デジタルテレビジョン放送に関する規定を追加するため、4.0版として改定するものです。 |

| No. | 規格等番号 | 規格名等 | 概要 |
|-----|---------------------------|--|---|
| 17 | ARIB STD-B60 2.0 版 | デジタル放送における MMT によるメディア トランスポート方式 標準規格 | 本標準規格は、デジタル放送における MMT による映像、音声、データ等のトランスポート 方式を規定したものです。 今回の改定は、高度地上デジタルテレビジョン放送で使用される伝送路規格、映像及び音声の符号化規格、スクランブル方式に対応して記述子に関する追記を行うものです。 今回は、新たに高度地上デジタルテレビジョン放送に関する規定を追加するため、2.0 版として改定するものです。 |
| 18 | ARIB STD-B61 2.0 版 | デジタル放送における アクセス制御方式(第 2世代)及び CAS プロ グラムのダウンロード 方式 標準規格 | 本標準規格は、11.7GHz~12.2GHz の周波 数帯の衛星基幹放送局が行う超高精細度テレ ビジョン放送等、並びに 12.2GHz~12.75GHz の周波数帯の衛星基幹放送局が行う帯域幅 34.5MHzの超高精細度テレビジョン放送等に 適用する「デジタル放送における第 2 世代の アクセス制御方式」及び「CAS プログラムの ダウンロード方式」を規定したものです。 今回の改定は、地上基幹放送局が行う高精 細度テレビジョン放送及び超高精細度テレビ ジョン放送のうち高度地上デジタルテレビ ジョン放送に適用するスクランブルの技術仕 様に関する規定を追加するものです。 今回は、新たに高度地上デジタルテレビ ジョン放送に関する規定を追加するため、2.0 版として改定するものです。 |
| 19 | ARIB STD-B10 5.14 版 | デジタル放送に使用す る番組配列情報 標準 規格 | 本標準規格は、デジタル放送の番組配列情報の構成、データ構造及び識別子の運用基準について規定したものです。 今回の改定は、ITU-T 勧告等の改定に伴う追記を行うとともに、運用規定の廃止及びネットワーク識別の使用中止申請等に伴う各種識別の割当状況を更新するものです。 |

| No. | 規格等番号 | 規格名等 | 概要 |
|-----|--------------------------|--|--|
| 20 | ARIB STD-B59 3.0 版 | 三次元マルチチャンネ ル音響方式スタジオ規 格 標準規格 | 本標準規格は、スタジオ内で番組制作用として使用される 5.1 チャンネルステレオ音響方式を超える三次元マルチチャンネル音響方式の仕様を規定したものです。三次元マルチチャンネル音響方式の仕様を規定したものです。三次元マルチョップ層、ボトム層の各層のスピーカの標準配置と音響チャンネルの割当てが規定されています。 今回の改定は、22.2 マルチチャンネル音響方式、7.1 マルチチャンネル音響(トップ層)方式(ミドル層 5.1ch、トップ層 2ch)に加え、国際的な番組交換に使用されており、高度地上デジタルテレビジョン放送での使用も想定されて多く採用されている、9.1 マルチチャンネル音響方式、7.1 マルチチャンネル音響方式、7.1 マルチチャンネル音響方式(ミドル層のみの 7.1ch)、11.1 マルチチャンネル音響方式でまままままままままままままままままままままままままままままままままままま |
| 21 | ARIB TR-B48 1.0 版 | オブジェクトベース音響で用いられる音響メタデータの運用ガイドライン 技術資料 | 本技術資料は、国際的な番組交換に使用されており、高度地上デジタルテレビジョン放送での使用も想定されるオブジェクトベース音響方式において必須となる音響メタデータについて、番組制作や番組交換を行う際のインで、番組制作であ事項をガイドラインとして考慮するため、新たに策定するものです。 ※オブジェクトベース音響方式とは、素材となる音声信号とともに音響メタデータを伝送し、受信機が再生する音声信号を生成する音響方式であり、聴取者のイズすることで個人適応サービスを実現可能な音響方式です。 |
| 22 | ARIB TR-B15 8.7 版 | BS/広帯域 CS デジタ ル放送運用規定 技術 資料 | 本技術資料は、BS/広帯域 CS デジタル放送 の伝送方式による高精細度テレビジョン放送 の放送局での運用並びに受信機の機能仕様に 関し規定したものです。 今回の主な改定は、放送事業者名や運用の 変更に伴い記載の修正等を行うものです。 |

| No. | 規格等番号 | 規格名等 | 概要 |
|-----|--------------------------|---------------------------------------|---|
| 23 | ARIB TR-B32 1.6 版 | デジタルテレビ放送番 組におけるラウドネス 運用規定 技術資料 | 本技術資料は、デジタルテレビ放送における平均ラウドネス値及びトゥルーピーク値の運用において考慮するべき事項を取りまとめたものです。 今回の改定は、国際的な番組交換に使用されており、高度地上デジタルテレビジョン放送での使用も想定されているオブジェクトベース音響方式で制作された番組音声の平均ラウドネス値を測定するアルゴリズムと測定時の留意点などを追記するものです。 |
| 24 | ARIB TR-B36 1.3 版 | 超高精細度テレビジョン番組制作用ディスプレイの色度域包含率計算法 技術資料 | 本技術資料は、超高精細度テレビジョン番組制作用ディスプレイの色域包含率を計算及び表示するためのガイドラインを提供するものです。 今回の改定は、IEC※1 規格と SID※2 の標準委員会である ICDM※3 の測定ガイドラインで、カラーアピアランスモデルに基づいた三次元の色空間における色立体の体積を示す色域と、慣習的に用いられてきた色度図の中で二次元平面の領域として示される色域を区別するように、色度図上の「色域」が「色度域」と定義づけられたことを踏まえ、本技術資料の文中に記載されている色度図上における「色域」を「色度域」に変更するものです。 |
| 25 | ARIB TR-B39 2.10 版 | 高度広帯域衛星デジタ ル放送運用規定 技術 資料 | 本技術資料は、高度広帯域衛星デジタル放送の伝送方式による超高精細度テレビジョン放送の放送局での運用並びに受信機の機能仕様に関し規定したものです。 今回の主な改定は、放送事業者の放送衛星の中継器(チャンネル)の移動に伴い各種一覧を更新するものです。 |